

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間

### 2. 内容

目標1：仕事と育児・介護の両立に向けて、「育児・介護休業法」に対応した行内諸制度の周知を図る。

#### 【対策】

##### (1) 平成28年3月までの行動計画

育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児短時間勤務、介護短時間勤務など、育児・介護休業法に対応した行内諸制度の内容を研修会等により、行内にその周知を図り、利用状況を毎年調査する。

目標2：定時退行（「定時退行日」・「定時退行週間」の設定）を継続実施し、各職場内に定着させ、時間外勤務の削減を図る。

#### 【対策】

##### (1) 平成28年3月までの行動計画

毎週火曜日・木曜日を「定時退行日」と設定し、定時退行を促進

毎年8月、2月における各1週間を「定時退行週間」と設定し、定時退行を促進

上記施策を継続実施し、全職員の早帰りに対する意識の高揚を図り、時間外勤務を削減する。

計画期間中の各年度における時間外勤務について、前年度対比削減を目標とする。